

平成27年第4回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成27年 5月18日
担当部・課： 総務部総務課〔内線 4035〕

① 件 名
平成27年国勢調査石巻市実施本部の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本年10月1日現在で実施される平成27年国勢調査は、大正9年に第1回調査が実施されて以来、5年ごとに実施されており、今回で20回目を迎える。 本市では、1,390の調査区において、約59,900世帯、149,200人が調査の対象となり、135人の指導員及び882人の調査員が調査に従事する予定であるが、近年のプライバシー意識の高揚、単身世帯の増加などに伴う不在世帯の増加により、調査環境がこれまでに増して厳しい状況にある。 また、震災後初となる国勢調査であり、沿岸被災地の人口移動の実態や今後の計画策定などに活用する貴重なデータを確保できる重要な調査となる。</p> <p>【目的】 上記に対応し、国勢調査の円滑かつ効果的な実施体制を整備するため、平成27年国勢調査石巻市実施本部を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 統計法（平成19年法律第53号） (2) 国勢調査令（昭和55年政令第98号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

<p>⑤ 主な内容</p>																		
<p>1. 組織</p> <p>(1) 本部に次の職員を置く。 本部長、副本部長、副本部次長、参与、事務局長、事務局次長、調査部長、調査部次長、班長、班員</p> <table border="1" data-bbox="209 342 1423 741"> <tr> <td>(1) 本部長：</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>(2) 副本部長：</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>(3) 副本部次長：</td> <td>総務部次長</td> </tr> <tr> <td>(4) 参与：</td> <td>総合支所長、復興政策部地域協働課長、総務部秘書広報課長、人事課長、管財課長、生活環境部市民課長、福祉部生活再建支援課長</td> </tr> <tr> <td>(5) 事務局長：</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>(6) 事務局次長：</td> <td>総務課統計担当課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(7) 調査部長：</td> <td>総務課長及び総合支所地域振興課長</td> </tr> <tr> <td>(8) 調査部次長：</td> <td>総務課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(9) 班長及び班員：</td> <td>総務課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員</td> </tr> </table> <p>2. 本部会議</p> <p>(1) 本部会議は、調査に関する重要事項の審議及び連絡調査を行うこととし、必要に応じて本部長が招集する。</p> <p>(2) 本部会議は、本部長、副本部長、副本部次長、参与、事務局長、事務局次長、及び調査部長をもって構成する。</p>	(1) 本部長：	副市長	(2) 副本部長：	総務部長	(3) 副本部次長：	総務部次長	(4) 参与：	総合支所長、復興政策部地域協働課長、総務部秘書広報課長、人事課長、管財課長、生活環境部市民課長、福祉部生活再建支援課長	(5) 事務局長：	総務課長	(6) 事務局次長：	総務課統計担当課長補佐	(7) 調査部長：	総務課長及び総合支所地域振興課長	(8) 調査部次長：	総務課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐	(9) 班長及び班員：	総務課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員
(1) 本部長：	副市長																	
(2) 副本部長：	総務部長																	
(3) 副本部次長：	総務部次長																	
(4) 参与：	総合支所長、復興政策部地域協働課長、総務部秘書広報課長、人事課長、管財課長、生活環境部市民課長、福祉部生活再建支援課長																	
(5) 事務局長：	総務課長																	
(6) 事務局次長：	総務課統計担当課長補佐																	
(7) 調査部長：	総務課長及び総合支所地域振興課長																	
(8) 調査部次長：	総務課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐																	
(9) 班長及び班員：	総務課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員																	
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>																		
<p>国勢調査の実施体制を整えることにより、関係各課との協力体制等、調査業務が円滑に実施できる。</p>																		
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>																		
<p>(1) 宮城県：平成27年4月1日 平成27年国勢調査 宮城県実施本部設置</p> <p>(2) 仙台市：平成27年4月14日 平成27年国勢調査 仙台市実施本部設置</p>																		
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>																		
<p>(1) 平成27年国勢調査石巻市実施本部設置要領：平成27年5月18日施行予定</p> <p>(2) 第1回平成27年石巻市実施本部：平成27年6月1日開催予定</p>																		
<p>⑨ その他</p>																		
<p>前回との変更点</p> <p>(1) オンライン調査の全面導入</p> <p>(2) 封入提出方法全面導入から任意封入方式への変更</p>																		